

消費者政策部会（仮称）の設置の趣旨について

住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づく住生活基本計画（平成18年9月閣議決定）においては、わが国の住宅政策の基本となる4つの横断的視点の1つとして、市場重視の施策展開が掲げられているが、併せて、当該施策の展開に当たっては、住宅関連事業者に比べて専門的知識や経験の少ない消費者の利益の擁護及び増進を図ることに留意すべきとされている。このことを受けて、これまでの住宅行政においては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の施行等によって、消費者の視点に立った施策を推進してきたところである。

そのような中、本年10月には、先般の構造計算書偽装問題を契機として高まった住宅取得に対する不安を解消するために制定された特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）が施行されることとなっている。同法の施行により、保険事故情報が国に集約されることから、保険事故情報等を活用して、住宅に係る重大瑕疵の原因の調査分析、再発防止策の提言及び公表等が行われることが期待されている。

また、消費者の視点に立ったこれまでの住宅政策が成果を上げる中、近年においてもなお、住宅建築を請け負った業者の完成前における倒産、賃貸住宅契約を巡るトラブル等、住宅に関する消費者の利益に係るさまざまな問題が発生しており、これらの問題への適切な対応が求められているところである。

これらの状況を踏まえ、住宅宅地分科会に消費者政策部会を設置し、定期的を開催して、消費者の視点に立った住宅政策についての審議を継続的に行い、また、必要に応じて消費者の利益に係る重大な問題等への対処方針の審議を行うことで、消費者の利益のさらなる擁護及び増進を図ることとする。

なお、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律によって集約される保険事故情報等については、当該情報の分析等を専門的に行うため、消費者政策部会の下に住宅瑕疵に関する専門の委員会を設置することを、同部会において検討するものとする。